

フランチャイズ契約における対価の算定方法に関する

条項について原判決の解釈が違法であるとされた事例

(最二判平一九年六月一日、裁判所時報一四三七号二一頁、判時一九八〇号六九頁、
判タ一二五〇号七六頁、金判一二七二号四四頁、金法一八一八号八九頁)

堀川 信一

一 事案の概要

本件は、コンビニエンスストアのフランチャイズ・チェーンを運営するYとその間でフランチャイジーとなる契約を締結しYに対して売上総利益に対しチャージ率を乗じた額をチャージ（なお一般的にフランチャイジーがフランチャイザーに支払う対価は「ロイヤリティ」と呼ばれることが多いが本件Yフランチャイズ・チェーンでは「チャージ」という名称がつかわれていることから本稿ではそれに従う）として支払ってきたXが、契約上、チャージ金額の算定の基礎となる売上高から控除されるべき費目（廃棄ロス原価および棚卸ロス原価）の金額が控除されていなかったために、Yは右相当額を基礎として計算されたチャージ相当額部分を法律上の原因なく利得したことになることを主張して、Yに対し、不当利得金およびこれに対する遅延損害金の支払いを請求した事案である。

平成七年三月一日、XはYとの間で、Yが運営するフランチャイズ・チェーン店のフランチャイジーとなり、チャイ

ジを支払うこと等を内容とする加盟店基本契約（以下「本件契約」という。）を締結し、Xは本件契約に基づきコンビニエンス・ストアの経営を開始した。

本件契約時にX・Y間で交わされた本件契約書四〇条（以下「本件条項」という。）には、XがYに対し、「Y店経営に関する対価として、各会計期間ごとに、その末日に、売上総利益（売上高から売上商品原価を差し引いたもの。）に対し、付属明細書（ニ）の第三項に定める率を乗じた額」を支払う旨の定めがあるが、YはXが支払うべきチャージ金額を次のような計算方式（以下「Y方式」という。）に従い算定し、Xはその額を毎月支払っていた。

① チャージはYからXに毎月送付される「本件損益計算書」記載の「本件売上総利益」にチャージ率を乗じて算定される。

② 本件損益計算書においては、本件売上総利益は「売上」の額から「本件本件純売上原価」を差し引いた金額、本件純売上原価は、月初商品棚卸高に当月商品仕入高を加算し月末商品棚卸高を控除することにより算出される「本件総売上原価」から、「廃棄ロス原価」「棚卸ロス原価」「仕入値引高」の各金額を控除した金額とされる。

③ チャージ金額の算定式は以下となる。

チャージ金額

＝ 本件売上総利益 × チャージ率

＝ (売上高 - 本件純売上原価) × チャージ率

＝ (売上高 - (本件総売上原価 - 廃棄ロス原価 - 棚卸ロス原価 - 仕入値引高)) × チャージ率

Yが運営するフランチャイズ・チェーンに加盟する者は、通常、経営委託説明会、面接、研修センターによる研修、加盟店基本契約に先立って締結される経営委託契約に基づく体験経営を経て本契約を締結していたが、Xもそうした過

程を経て契約を締結していた。

上記過程においてY担当者はXに、Yフランチャイズ・システムにおいては「粗利分配方式」が採用されており、ここでは売上総利益（売上高－売上原価）をフランチャイジーとYが分け合うが、その際Yの取得分が売上総利益にチャージ率を乗じたものであること、棚卸ロス原価、廃棄ロス原価については営業費としてフランチャイジーの負担となり、これをコントロールすることがフランチャイジーにとって重要であることを説明した。なお本件契約書付属明細書には、廃棄ロス原価並びに棚卸ロス原価が営業費となることが定められていた。

以上の事実関係のもと、第一審（東京地判平成一六年五月三十一日判例集未掲載）では、本件条項における「売上商品原価」との用語は、他の各契約書から廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価を含まないものであると解釈するのが合理的であり、その結果、同条によりチャージ金額の算定の基礎となることが定められている「売上総利益」は、廃棄ロス原価及び棚卸ロス原価に相当する金額を含むもの（すなわち本件売上総利益）であると解することができる、とした。なお本件条項の内容につきXが十分に認識していなかった点が認定されているが、それは意思表示の合致をさまたげるものではないとする。X控訴。

原審（東京高判一七年二月二四日金判一二五〇号三三頁）では、第一審が他の各契約書から「売上商品原価」と「売上総利益」の意義を明らかにしたのに対し、チャージ算定基準は、契約の核心的部分の一つであるから、その内容は契約書自体に明確に規定されているべき事項であり、契約書中にその定義又はそれに準ずる規定があればそれにより、それがなければ、フランチャイジーとなろうとする者が通常理解する意味内容、つまり一般用語あるいは専門用語として通常理解される意味内容のものとして客観的に解釈されるべきであるとして、第一審とは反対に「売上商品原価」には廃棄ロス原価と棚卸ロス原価が含まれるものと解釈し、また、Y方式による算定方法をXが理解していたとは認められ

ないとしてXの不当利得返還請求を認めた。Y上告。

二 判旨 破棄差戻し

フランチャイズ契約における対価（チャージ）の算定方法につき、各会計期間ごとに、その末日に、売上総利益（売上高から売上商品原価を差し引いたもの）に対し、別に定める率を乗じた額を支払う旨の定めがあった場合、この条項にいう売上商品原価の文言は、実際に売り上げた商品の原価を意味するものと解される余地が十分にあり、企業会計上一般に言われている売上原価を意味するものと即断することはできないこと、契約書の他の条項、契約締結前の説明等と整合すること等の事情から「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべきところ、前記の諸事情によれば、本件条項所定の「売上商品原価」は、実際に売り上げた商品の原価を意味し、廃棄ロス原価、棚卸ロス原価を含まないものと解するのが相当である。そうすると、本件条項は上告人方式によってチャージを算定することを定めたものとみられる。以上と異なる原審の判断には本件契約の解釈を誤った違法があ」とし、Xが主張する錯誤無効について更に審理を尽くさせるため原審に差し戻した。

本判決には裁判官今井功、同中川了滋の補足意見がある。

本件条項の解釈として、法廷意見のように解釈することが相当であるとはいうものの、「本件契約書におけるチャージの算定方法についての規定ぶりについては、明確性を欠き、疑義を入れる余地があつて、問題があるといわなければならない。本件契約である加盟店基本契約は、上告人が一方的に定めたものであつて、加盟店となるには、これに承諾

するしかなく、これを承諾することによって、加盟店契約が締結されるものであるところ、チャージがいかにして算出されるかについては、加盟店の関心の最も強いところであるから、契約書上それが加盟店となる者に明確に認識できるような規定であることが望ましいことはいうまでもなく、また、そのような規定を設けることが困難であるという事情もどうかうことができない。チャージは、加盟店に対する店舗経営に関するサービス等に対して支払われる対価であることから、加盟店としては、店舗経営により生じた利益の一定割合をチャージとして支払うというのが一般的な理解であり、認識でもあると考えられるのである。ところが、廃棄ロスや棚卸ロスは、加盟店の利益ではないから、これが営業費として加盟店の負担となることは当然としても、本件契約書においては、これらの費用についてまでチャージを支払わなければならないということが契約上一義的に明確ではなく、被上告人のような理解をする者があることも肯けるのであり、場合によっては、本件条項が錯誤により無効となることも生じ得るのである」と述べ、さらに加盟店の多くは個人商店であり会計に関する専門知識、経験が十分でないこと、大部の付属資料を参照しなければ契約内容を理解できないこと、Y担当者による直接的説明がないことから、Yの一方的な作成に係る本件契約書の記載方法には問題があり、改善されるべきであるとした。

三 評 釈

1 本判決の意義

本判決は、フランチャイズ契約におけるチャージ算定方法のうち「総売上利益方式」とよばれる方式を定めた本件条項の解釈が争われた事件について、最高裁が原審の解釈を是認し得ないとした事例的なものにとどまるが、契約解釈の基準一般について説示した部分も存在することから、今後の事実審における事実認定のあり方を検討する上でも一つの

参考になると考えられる。

2 チャージの算定方法に関する過去の判例

大手コンビニチェーンのフランチャイズ契約では、「売上総利益分配」という方式でフランチャイザー・フランチャイジー間の利益分配が行われている。フランチャイジーはフランチャイザーに対して売上総利益に一定率（例えば50%等）を乗じた金額を支払うことになっている。⁽¹⁾ この方式は、売上総利益 \parallel 売上高 \parallel （売上原価 \parallel （廃棄ロス原価 \parallel 棚卸ロス原価））として算出されたものに、一定の率を乗じたものをフランチャイジーがフランチャイザーに支払うものである。

こうした方式を採用する理由としては、フランチャイジーによる不正なチャージ逃れの防止、商品の自家消費、横流しの防止、廃棄、棚卸、万引きによるロス発生を最小限度に抑えるインセンティブをフランチャイジーに与えることなどが挙げられている。⁽²⁾

ただし、この方式によるとフランチャイジーにとっては、結果として、これらの廃棄・棚卸ロスの仕入れ代金を支払うほかに、これらのロスからさらにチャージが徴収されるといふ結果になる。したがって、いわゆる粗利益（ \parallel 売上高 \parallel 売上原価）にある一定の率を乗じる場合よりもチャージ額が高くなる。また、一般財務会計上の「売上原価」は棚卸ロス原価や廃棄ロス原価を含むものとして使用される場合が多い。そうするとフランチャイジーとしては当初予定していたよりも高額のチャージを支払う結果となる。

フランチャイズ契約を締結するに当たっては、フランチャイザーはフランチャイジーにならうとする者に対して、客観的かつ的確な情報を提供し、損益予測、事業リスク等を説明すべき信義則上の義務を負うとするのが判例の立場であ

る（東京高判平一一・一〇・二八判時一七〇四号六五頁、福岡高判平一三・四・二〇判時一七七三号五二頁等³⁾）。ただ、こうした情報提供義務違反、あるいは助言指導義務違反が争われる場面のほとんどは売上予測をめぐるものであり、本件のようにチャージ算定条項の内容に関するものではなく、本件でも情報提供義務違反に基づく損害賠償請求は行われていない。

本件Y方式のようなチャージ算定条項の効力に関しては公序良俗違反が争われた事件と本件同様に契約解釈が争われた事件がある。たとえば名古屋地判平一三・六・二八（判時一七九一号一〇一頁）及びその控訴審判決である名古屋高判平一四・五・二三（判時一七九八号八六頁）では、チャージ逃れやロス発生を最小限度に抑えるインセンティブをフランチャイジーに与えることなどを理由に、本件Y方式と同様の方式をとることも契約自由の原則から当然認められるとして、公序良俗違反性を否定した。また、千葉地判平一三・七・五（判時一七七八号九八頁）では、フランチャイジーの責任を検討する際にフランチャイズ契約の公序良俗違反性が争われ、その一環として、本件Y方式と同様のチャージ計算方式の有効性が争われたが、見切・処分等は基本的にはフランチャイジーの責任領域で生じるものであること、チャージ逃れを完全に否定することはできないこと、ロスにチャージをかけなくてもチャージ率をあげればフランチャイジーの収入は減少するから、ロスにチャージをかけることだけをもって有利、不利は論じえないことを理由に公序良俗違反性を否定した⁴⁾。

契約解釈が問題となった事案（本件と被告および争点が同じ事案）につき東京地判平一六・五・三一（判タ一一八六号一五八頁）は、「本件各契約書の解釈にあたっては、原告らが一般消費者に比して、会計処理についてある程度の知識を有していることを前提とするのが相当であり、特に、本件各契約書におけるチャージ金額の算定についての規定のような会計処理と密接に関連する規定の解釈に当たっては、一般の財務会計又は税務会計における用語や考え方を参考

にするのが相当である」とし、また意思表示の解釈については「その意味内容を客観的、合理的に解釈するのが相当である」と一般論を述べ、本件条項だけをみると「売上商品原価」に廃棄ロス原価、棚卸ロス原価を含むとも含まないともいえないが、他の契約書において、これらが営業費に含まれ、かつそれがフランチャイジーの負担となることが明記されていたことなどから「売上商品原価」には廃棄ロス原価、棚卸ロス原価は含まれず、したがって、チャージ算定の基礎となる「売上総利益」にこれらのロスに相当する金額が含まれるとした。なお、同判決では被告側の説明が不十分であったことを認定し、本件条項の意味をフランチャイジー側が十分認識していなかったとするが、しかしそれはあくまで原告らの内心にとどまるものであり、本件条項の意思表示の解釈に何ら影響を与えるものではないとする。

3 契約解釈の方法に関する過去の判例

前掲名古屋地判平一三・六・二八及び名古屋高判平一四・五・二三では「売上商品原価」の定義が存在するかチャージ計算方法についての説明が存在し、その上で当該条項の有効性が争われたが、本件及び前掲東京地判平一六・五・三一では契約書本体に「売上商品原価」の定義が存在しない場合でも、本件条項を解釈することにより、一般財務・税務会計上とは異なる、ロス等を含まない「売上原価」概念を採用することができるか、といった契約条項の解釈のレベルでこの問題が問われた。

まず、「契約の解釈」と言っても、契約成立の解釈、契約内容の確定、契約の効力の評価という三つのレベルで問題となる。⁽⁵⁾ 本件ではフランチャイズ契約そのものの成否ではなく、契約条項の文言の解釈が問題となっていることから、契約内容の確定が問題となっている場面である。ただこれにも、いくつかの段階があり、両当事者の合致した「意思の確認」の段階、裁判官がある表示を当事者の中のどちらかがとらえた意味で理解するのが妥当であるかを判断する「規

「範的解釈」の段階、最後に、当事者間には表示がない、つまり取り決めがない部分の「補充的解釈」の段階である。⁽⁶⁾

判例においてこうした分類に即した一般論を提示するものは存在しないが、契約解釈の方法一般に関して、たとえば大判昭八・一一・二四（大審院裁判例七卷民二頁）は和解調書中に「土地明渡」とある場合に、これを地上物件の収去をも含む趣旨と解することかが可能かが争われた事案において、「使用シタル文字ノミニ拘泥スルコトナク文字ト共ニ其ノ解釈ニ資スヘキ当該訴訟事件ノ従来ノ経過等ヲモ参酌シ以テ当事者ノ真意ヲ探求シ其ノ真意カ表示セラレタリト認め得ラルルヤ否ヲ判定スヘシ」とした。また、最二判昭三九・七・二九（裁判集民事七四号七七頁）では契約書の解釈につき、「文字に即してのみ（内容を）確定しなければならぬものではなく……（契約書）の記載とあわせて、契約成立時における四囲の事情を勘案し……確定することができ」と判示した。⁽⁷⁾通常、契約においては契約書が作成されているが、契約の解釈にあつては、以上のようにまずは当該契約書の文言の解釈が問題となることを示している。

この文言の解釈と内心の意思の関係について、本件第一審と前掲東京地判平一六・五・三一では、フランチャイジーが本件条項の内容を理解していなかったことを認定したうえで、そのことが契約解釈を左右するものではないとしていた。過去の判例においては、意思表示が客観的には一致していても、当事者の内心の意思が契約の要素たる点について一致していなかった場合に契約を不成立としたものが存在するが（大判昭一九・六・二八民集二三卷三八七頁）、他方で、内心の意思と表示の不一致に関しては、契約の成立を認めたいうえで、錯誤の問題として扱うものがあり（大判昭一〇・四・一一法学（東北大学）四卷一一号一一四頁）、後者の立場のほうが一般的であると解されている。⁽⁸⁾

なお、フランチャイズ契約はフランチャイザーがその内容を作成し、フランチャイジーにはそれに承諾するかを決定する自由しかない。したがって、フランチャイズ契約は一種の約款による契約ともいえる。⁽⁹⁾約款の解釈については、「約款の安定性という観点から、個々の顧客が契約を成立させるに至った事情や意向、その真意を問題とするべきでは

なく、客観的に、顧客圏の合理的平均人が約款をどう理解するか」といった客観的解釈を出発点としつつも、しかし、約款作成者の責任と弱者保護の観点から不明瞭な約款については「疑わしきは約款作成者の不利に」準則が適用される場面もあるとされている⁽¹⁰⁾。判例においてこれに明確に言及したものは少ないが、たとえば保険約款中の文言の解釈に関する秋田地判平九・三・一八(判タ九七一号二二四頁)が「一般に普通取引約款の作成にあたって、相手方が関与することはなく、相手方の意向が約款に反映されることはないから、約款の不明瞭な部分に関しては、作成者にその危険を負わせ、約款の作成者の不利に、相手方の有利に解釈されるべきである」とする⁽¹¹⁾。

4 本判決の評価

まず第一審から本判決に至るまで、各審における契約解釈の方法の違いについて見ていくと、第一審では、「売上商品原価」という言葉がそれだけを見ればX・Yの双方が主張する内容のいずれにも読める可能性があるとしつつ、廃棄ロス原価等が営業費に含まれること、それがフランチャイジーの負担となることが説明されていたことから、「売上総利益」は、廃棄ロス原価等に相当する金額を含むとし、これに関するXの認識の不十分さはXの内心にとどまり上記の解釈に影響を与えないとした。

これに対して原審では、チャージの算定方法は契約の核心部分であり、その内容は契約書自体に明確に規定されているべき事項であること、契約書で用いる文言につきその定義が示されていない場合には、フランチャイジーとなろうとする者が通常理解する意味内容、つまり一般用語または専門用語として理解される意味内容にしたがって客観的に判断するべきであるとする。そのうえで、一般的に「売上商品原価」には廃棄ロス原価等も含むと解されているとして、チャージ算定の基礎となる売上総利益に廃棄ロス原価相当分は含まない、とした。第一審と同じく、契約書の文言は第一

に客観的に解釈されるべきである、としつつも、第一審が他の契約書や契約締結過程に配布された資料などから、解釈を通じて「売上総利益」「売上商品原価」の意味を確定したのに対して、原審では文言の一般的意味を手がかりにその意味内容を確定している。

最後に本判決ではまず一般論として「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき」としたうえで、契約締結までに至る、経営委託説明会、面接、経営委託による店舗運営体験で配布された資料、各店舗備え付けのマニュアルなどに記載された内容や、また、説明会においても本部担当者が、ロス原価が営業費に含まれ、それをコントロールすることがフランチャイジーにとって重要であると説明したこと、また本件「売上商品原価」と一般にいう「商品原価」が同一のものでないと解する余地が十分にあったことなどを理由に、「商品売上原価」は実際に売りあげた原価を意味すると解釈した。最高裁の解釈方法と第一審の解釈方法は同じである。

たしかに、先に紹介した大判昭八・一一・二四、最二判昭三九・七・二九に照らせば、原審の判断は一般的・国語的意味を重視するあまり硬直にすぎ、解釈の幅を狭めすぎるきらいがあるともいえる。⁽¹²⁾ただ、原審は本件契約書が定型的なものであり「被控訴人が自ら営業政策上の判断により、契約条項を確定し、フランチャイジーとなろうとする者に対し、交渉によりその内容を変更することができないものとして提示されるもの」であること、つまり本件契約の附合契約的性格を指摘する部分もあることから、必ずしも原審が大判昭八・一一・二四や最二判昭三九・七・二九がいう「使用シタル文字ノミニ拘泥」しあるいは「文字に即してのみ（内容を）確定」したものとは言えない。むしろ明確な契約条項を作成すべきであったフランチャイザー側の責任やフランチャイザー側が「間接的」な説明しか行わなかったことによるフランチャイジー側の理解の不十分さを考慮し、あえてフランチャイジー側の理解のみにしたかった解釈をした

ものとも理解できる（いわゆる「表現作成者不利の原則」⁽¹³⁾に近い解釈）。そうだとすると、契約解釈の方法として、本件第一審および最高裁は本件条項の解釈を「意思の確認」の段階で行っているのに対し、原審はむしろ「規範的解釈」を行っているということができないのではないかと考えられる。「合理的意思解釈」の場面には、経験則に照らし事実的意思を確定する場合と、複数の事実を規範的評価基準の篩にかけて事実の間に軽重をつけ、あるいは一部の事実を切り捨てることにより「合理的な意思（規範的意思）」を確定する場合があるとされているが、この違いは、私的自治・契約自由が強調される場面では、「当事者の意思」が規範として妥当することから、「現実的意思」の確定が行われるのに対し、私的自治・契約自由に対して規範的コントロールが行われる場面では、当事者の事実的意思が当該規範的コントロールの観点からみて適切な場合は別としても、そうでない場合は「合理的な意思」「規範的意思」の確定が行われることに由来するとされている。⁽¹⁴⁾ 原審の認定の当否はあくとしても、本件が一種の約款による契約の場面であり、また契約内容についてフランチャイザーから積極的な説明がなかったなどを考慮して、本件が規範的解釈がなされるべき場面であると評価できるならば、原審のような解釈も可能であろう（ただしこの場合、フランチャイジーとフランチャイザーの関係を「消費者対事業者」の関係と同視してよいかは問題がある⁽¹⁵⁾）。

以上のように原審と最高裁の解釈方法の大きな違いは、フランチャイザーによる情報提供の不十分さ、それに基づくフランチャイジーの契約内容に対する認識の不十分さを契約の成立と効力のどのレベルの問題として扱うかという、その違いにある。原審ではこれを契約の解釈のレベルで扱い、第一審、最高裁はこうした要素は契約解釈に影響を与えないとの立場を示し、先に紹介した従来の最高裁の示した解釈方法に沿った解釈を行ったものと言える⁽¹⁶⁾。したがって、最高裁は「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経過等の事情を総合的に考慮して判断すべき」としているが、この「契約締結に至る経緯」には、フランチ

チャイジー側の認識や不明確な契約書を作成しそれについて十分な説明をしてこなかった者の責任等は含まないということになり、この問題は錯誤無効の問題か、本件では主張されていないが情報提供義務違反に基づく損害賠償請求、信義則、公序良俗による条項の効力制限（ただし公序良俗違反に関して前掲名古屋高判平一四・五・二三は否定）の問題として扱われることとなる⁽¹⁷⁾。なお本件判決に付された補足意見では、条項の不明瞭さは拭い切れないこと、契約解釈のレベルでは成立が認められても、錯誤といった意思表示の効力のレベルで効力が否定される場面もありうることが指摘されており、本判決のとする解釈方法と一致している。

5 残された課題

まず一つ目の問題としては、差し戻しがなされた錯誤に関してである。第一審以来、Xが本件条項につき十分な認識を有しておらず、しかもそれがYが作成した条項の不明確さや間接的な説明に由来するものであることが認定されている。チャイジーの算定条項に関する錯誤は動機の錯誤に属する問題と思われるが、以上の事実からすればいわゆる動機の表示と内容化という要件は充たすものと考えられる。しかし、従来、錯誤対象の要素性に関して判例・通説は、「その錯誤がなかったならば、本人はその意思表示をしなかったであろうと考えられるだけでなく、普通一般人も、その意思表示はしなかったであろうと考えられるほどに重要なもの」と理解されている⁽¹⁸⁾。だとすると、本件のような当事者の方が作成しそれに承諾するしかないような契約の場合、個別の条項について錯誤無効が成立するのかが問題となる可能性がある⁽¹⁹⁾。これと関連して、無効が認められる場合でも、条項の全部無効が認められるのか一部無効が認められるのか、が問題となる。

もう一つの問題として、本件では、情報提供義務違反が主張されていなかったため問題とはされていないが、この点

も今後問題となる可能性がある。第一審以来本件をめぐっては、Yは「売上総利益」あるいは「売上商品原価」という用語の意味を直接的に説明することはしなかったとされており、またそうした間接的説明では、Xは十分その意味内容を理解していなかったことが認定されている。そうだとすると、このような場合に情報提供義務違反が問えないか問題となる可能性もある。この問題に関しては、①どこまで情報提供義務を認めるべきか、つまり、フランチャイザー側の責任でフランチャイジーが完全に理解するまで情報を提供しなければならぬか、それとも、情報提供義務の履行としてはそこまでは必要ではなく、ある程度の情報提供があれば、それをもって義務の履行とし、その後の理解の程度は問わないとするか、という問題がある。⁽²⁰⁾そしてさらに、②仮に情報提供義務違反が認められたとしても、本件のような事例において何が損害かが問題となるだろう。従来のフランチャイズ契約をめぐる情報提供義務違反が争われた判例では、売上予測の甘さなどによって生じた損害がここでいう損害として認定されているが、⁽²¹⁾本件の場合、ロス×チャージ率の部分が損害になるということになるのだろうか。しかし、そのように言うためには、情報を提供しなかったことと、ここでいう損害の因果関係を立証しなければならぬが、説明されていればそのような金額を支払わなかった、あるいは説明されていればそのような内容の条項で契約を締結していなかった⁽²²⁾と言う必要がある。この点も今後の問題である。

(1) ロイヤリティの算定方式に関しては、他に定額方式、売上歩合方式、純粹粗利益方式などがある。それぞれについて詳しくは、西口元ほか『フランチャイズ契約の法律相談』一三五頁(二〇〇四年)

(2) 西口・前掲注(1)一三六頁。なお過去の判例において売上総利益方式の妥当性が争われた事件でもこの点がフランチャイザー側により主張されている。

(3) なお中小小売業振興法第一条及び同施行規則一〇条にも情報提供義務に関する定めがあり、そこには対価算定方法に関する情報提供義務が定められている。

- (4) ただし、判例が示す根拠に関して、機会ロス防止という戦略はコンビニチェーン全体としての戦略であり、フランチャイザーもそのリスクを負担すべきであるのにそれを無視していること、チャージ逃れ防止に関しては、どのようなチャージ逃れの危険性があるのか具体的に検討すべきこと、チャージ率を上げればロスにチャージをかけるのと同じ結果となる点に関しては、あまり高額のチャージ率にするとフランチャイジーを誘引できなくなることからチャージ率は安易に上げ下げできるものではないといった批判がある。山本晃正「ローソン事件千葉地裁判決批判」静岡大学法制研究六卷三・四号五六〇・五六一頁参照(二〇〇二年)。
- (5) こうした分類に即して判例を検討するものに滝澤孝臣「契約の解釈と裁判所の機能(上)(中)(下)」NBL七四六号四六頁以下(二〇〇二年)、NBL七四九号四六頁以下(二〇〇二年)、NBL七五〇号五七頁(二〇〇二年)がある。
- (6) ただしこうした分類もいくつかのパターンが考えられるように思われる(たとえば修正的解釈をどうするかなど)。本稿では原島重義「契約の拘束力」法セ三四五号四三頁の分類によった。
- (7) なお東京高判昭四二・九・一八(高民集二〇巻四号三七四頁)も「契約書以外の証言その他関係人の供述はもちろん契約締結に至るまでの事情等一切の状況を参酌して当事者の合理的意思を探究してその趣旨を分明ならしめ、あるいはその空白を補充することが許されるのはいうまでもない」と述べており同様の趣旨と解される。
- (8) 鹿野菜穂子「不合法不成立」『判例講義民法I』五七頁(二〇〇二年)。なお学説においても、解釈による意思表示の意味の確定について、それがあくまで客観的になされるべきか、それとも当事者の付与した意味をも考慮されるべきか、という点では争いがあるものの、解釈によって確定される意思表示の意味が一致している限り、たとえ内心において一致していなかったとしても、契約は成立すると解されている(我妻榮『債権各論上巻(民法講義V1)』五五頁(一九五三年)、注釈民法(一三)一一四頁[谷口知平執筆]、星野英一『民法概説IV(契約)』二五頁(一九八六年))。
- (9) フランチャイズ契約の約款性を指摘するものとして川越憲治『フランチャイズシステムの法理論』九四頁(二〇〇一年)がある。
- (10) 大塚龍児「約款の解釈方法」『民法の争点II』九〇頁以下(一九八五年)、中井美雄『約款の効力』三五二頁以下(二〇〇一年)、なお学説ではこうした表現作成者の責任を考慮した不明瞭条項解釈準則の活用が主張されている(上田誠一郎『契約解釈の限界と不明瞭条項解釈準則』一八三頁以下(二〇〇三年)、新版注民(3)八五頁[平井宜雄執筆])。
- (11) なお保険契約における死亡事故の偶然性の立証責任をめぐる最判平一三・四・二〇(判時一七五一号一七一頁)の補足意見では、約款における表現作成者の責任を考慮し、信義則や衡平の原則に照らし表現作成者の不利に契約を解釈すべき場面も生ずることがあるとの指摘がある。
- (12) 野口恵三「判批」NBL八四五号五〇頁(二〇〇六年)、奈良輝久「判批」金判一二七七号五頁(二〇〇七頁)はこの点を批判する。

- (13) 金判一二七二号四八頁の匿名コメントにも、原審が他と異なる解釈を行った理由にはYを非難する趣旨が含まれていたのではないかとする。
- (14) 荒川重勝「判批」私法判例リマックス一九九六年(上)四三頁。
- (15) 以上のような原審の解釈方法を支持するものとして、近藤充代「フランチャイズ契約におけるチャージ算定方法をめぐって」『民主主義法学・刑事法学の展望「下」小田中聰樹先生古稀記念論文集 刑法・民主主義と法』五三三頁(二〇〇六年)がある。なお、川越・前掲注(9)九五頁は、フランチャイズ契約を約款による契約に近いものととらえつつも、典型的な約款による契約(例えば保険・銀行契約など)とは異なり、契約の数が少ないこと、フランチャイジーとなる者とは消費者ではないことから、従来展開してきた約款法理がストレートに当てはまらない面が存在することを指摘する。
- (16) なお本判決のような解釈の方法をとっても、本件の認定の際に用いられた各契約書および資料を財務・会計学上どのように評価すべきだったのかという点について問題が指摘されている。たとえば北野教授はオーブンアカウントは単に金銭出納等の計算記録に過ぎない性質のものであり、契約書第四〇条の意味を補充するものではないとする。北野弘久「本件評釈」税経通信六一号一三号(二〇〇七年)二五頁以下。
- (17) 西口・前掲注(1)一三七頁は情報提供義務違反にもとづく損害賠償が認められる場合があることを指摘する。
- (18) 大判大三・一二・一五(民録二〇輯一一〇一頁)、大判大七・一〇・三民録二四輯一八五二頁
- (19) 原告が保険約款の一部の条項に錯誤が存在するとして当該条項の一部無効を主張した事案について判例は「約款によらない旨の明示の表示の無い限り、その約款全体を内容とし、括これのみによる契約が成立する」として錯誤にもとづく当該条項の無効を否定した(東京地判昭四八・一二・二五(判タ三〇七号二四四頁))
- (20) 奈良・前掲注(12)六頁は、フランチャイジーとフランチャイザーの間に情報力の格差があることを認めつつも、フランチャイザーが常に情報提供義務を負うとするのは妥当ではないとし、後者の立場による場合でもどの程度まで情報を提供すればよいか問題となるがこれについては、「契約締結の意思決定をするために必要不可欠の情報」を義務の履行として提供したかどうかによるべきとする。
- (21) たとえば東京高判平一一・一〇・二八(判時一七〇四号六五頁)等
- (22) 近時の判例の中には、情報提供義務違反により契約締結過程における自由な意思形成の機会を奪われたことによる自己決定権侵害を根拠とした慰謝料請求を認めるものがあるが(例えば最判平一六・一一・一八民集五八巻八号二二二五頁)、そうした構成も考えられなくはないように思われる。